

平成 22 年度 第 1 回 まちづくり審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 20 日 (月) 14 : 00 ~ 15 : 00
- 2 場 所 ひょうご共済会館 5 階 ツツジ
- 3 出席者 相川康子委員、荏原明則委員、片山朋子委員、神戸一生委員、北村泰寿委員、鳴海邦碩委員、根本敏行委員、浜田透委員、樋口信子委員、平田富士男委員、正木啓子委員、室崎千重委員、森津秀夫委員、小池ひろのり委員、新原秀人委員、蓬萊務委員、古谷博委員

4 議事の概要

(1) 出席委員確認

17 名の委員全員の出席により審議会成立

(2) 審議事項

互選により鳴海委員を会長に選任。

互選により荏原委員及び根本委員を副会長に選任。

また、事故があるとき等に会長の職務を代理する順位として、荏原副会長を第 1 順位、根本副会長を第 2 順位として、会長が指定。

まちづくり審議会運営規程及び同公開要綱について、事務局(案)のとおり決定。

大規模小売店舗等立地部会に属すべき委員として、荏原副会長、根本副会長、片山委員、北村委員、浜田委員、樋口委員、森津委員を会長が指名。

また、部会長として、荏原副会長を会長が指名。

その他として、「福祉のまちづくり条例」の改正状況と「福祉のまちづくり基本方針の見直し」の予定について、事務局より報告。

5 主な意見交換

委員：事務局からの説明では、旧「まちづくり政策審議会」と旧「大規模小売店舗等立地審議会」の統合の狙いについてあまり触れられていなかった。

旧の「まちづくり政策審議会」から「政策」がとれ、大規模小売店舗等立地審議会の委員が加わり、部会と審議会で両方の審議をすることになった。これはまちづくりの政策を審議する上で、大規模小売店舗等の立地についても配慮・検討すべきであるとして、統合されたのではと思える。

組織を簡単にするという目的だけでは審議会が前進していると言えないので、審議会の統合により前進するよう審議会の組立てを行っていくという説明の補足をお願いしたい。

事務局：今回の審議会統合は、審議会の数を少なくする行財政構造改革の動きである。

また、旧の大規模小売店舗等立地審議会に諮っていた事項は細かい手続を必要

としているが、大きなまちづくりの視点から当該手続を進めていくことも必要であると考えており、統合のねらいの一つとしている。

具体的には、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」は、背景にまちづくりの視点をもって、施設が当該場所に立地することが適切か否かの判断を行っている。そうした点を、まちづくり審議会の中で反映できないかと考えている。難しいかもしれないが、政策だけでなく、具体的なまちづくりの動かし方も含めて、議論いただくことが良いのではないかと、審議会を統合した。

委員：大規模集客施設の立地調整については、他府県では大規模小売店舗立地法の範囲内で取り組んでいるが、本県では小売店舗に限定せず、まちづくりの様々な面に影響を及ぼすような大規模集客施設を条例で定めて取り組んでいる。

そのような意味から、小売店舗に限定せず、まちづくりという広い視点の中で審議するため、大規模小売店舗等立地部会が入ったと考えている。

委員：事務局に一つお願いがある。小売店舗に限らず、大規模集客施設について広域土地利用プログラムを前提として進める場合は、交通問題を含めてまち全体をどのようにするか、先述の条例をどのように活かすのかという議論をしていただきたい。大規模集客施設の立地に係る道路問題を考えたときに道路網をどのように整備するのかという議論があるので、それが順調に進めば良いと思う。大規模集客施設の立地に関しては、良し悪しの問題ではなく、どのように扱うかが重要である。

委員：大規模小売店舗等の立地調整について、「広域土地利用プログラム」や、従来の市町のマスタープラン等に則って立地の適正化を図るとしているが、実際どれくらい総合化された議論がなされていたのであろうか。新しいまちづくり審議会において、これらの視点も含めて議論されればよいと考える。

委員：通常、組織を統合することの狙いは、果たしうる機能や役割をレベルアップさせること、審議をスピードアップさせ、迅速化を図ることにある。「見える化」して、見える成果が審議会統合によって得られることが必要である。機能がアップして、意思決定が早くできて、早く審議会の答申がとれればよいのである。例えば3つの組織が1つになろうと、個別にあると、いかに意思決定が迅速に行われるかが重要であると考えているが、このことについて明快に効果がでると期待してもいいのか。

統合によるメリット・デメリットはあるとは思うが、その点について、現段階での判断を教えていただきたい。

常に、組織を統合することは行財政構造改革の延長のように見えるが、質が問題となる。統合するならば、以前よりも機能がどのようにレベルアップするのか教えてほしい。2つが統合されることにより審議されることが多くなり、多様で多元的な言論が多くなり結果的に時間がかかるということであれば、デメリットが多くなる。そういったことはないと思うが注意してもらいたい。

事務局：時間と内容の話であるが、時間についてはあまり意識していなかった。ただ、組織が大きくなるから、より時間がかかるということにはならないような仕組み

づくりをしようとは考えている。

内容については、まちづくり全般の話と、まちづくりの実際の話、つまり大規模小売店舗等の立地の話を一緒にすることで、まちづくり政策の審議には現場側の事情を、大規模小売店舗等の立地の審議会には背景となるまちづくりのあり方を意識していただくことで、メリットがあると考えている。

これらはあくまで事務局側の運営の話になるので、時間及び内容の共にそういう形となるよう努めていく。

委員：運営規程案の第8条第4項に「部会長は、その部会において調査審議した結果を審議会に報告するものとする」とあるが、圧倒的に部会の方が回数の多い中で、これはすべて行うのか。

審議会に報告することになるとしているが、審議会との関係はどうなるのか。

事務局：従来の大規模小売店舗等立地審議会は年間10回ほど開催しており、まちづくり政策審議会は年2回ほどの開催ということもあり、当然、ほぼ毎月開催される大規模小売店舗等立地審議会が先行することになる。このことから、部会で審議された事項について、次回の審議会のタイミングにおいて、通常は案件の報告のみ、問題のあるものや影響の大きい案件は、事例の説明・報告をしていきたいと考えている。

なお、審議については、大規模小売店舗等立地部会の審議をもって、審議会の議決があったものとする形をとっている。大規模小売店舗等立地部会で審議して、再度まちづくり審議会で審議仕直すことは考えていない。

会長：まちづくり審議会運営規程及び公開要綱については、原案どおりとさせて頂く。